

北海道におけるケアラー支援の取組について

1. 検討経緯

- 全国平均以上に少子高齢化や核家族化が進展する本道では、世帯の小規模化など、一人の介護者にかかる負担の増大が見込まれ、ケアラー支援の取組が必要と判断。
- 令和3年2月には、国の動向も踏まえ、道関係部局で構成する「北海道ケアラー支援検討会議」を設置し検討を開始。同年6月からは、連携強化のため構成する関係部局を拡大し「北海道ケアラー支援推進連携会議」として発展的に移行。
- 令和3年5月には、幅広い観点から専門的な意見を伺う目的で、学識者や関係団体等で構成する「北海道ケアラー支援有識者会議」を設置し協議を開始。
- ケアラー支援を直接に規定した法令等が無いことから、施策の方向性を定めていくに当たっては、道内のケアラーに関する実態把握が必要と判断し、令和3年7月にケアラー及びヤングケアラーに関する実態調査を実施。

2. 条例の制定・施行（別添1）

- 調査の結果、ケアラーに関する認知度や求める支援などが明らかとなり、議会議論や有識者会議での協議を通じて、道民全体が一体となってケアラーを支える地域づくりを推進していく必要があるため、令和4年3月に「北海道ケアラー支援条例」を制定し、同年4月から施行。
- 目的の「全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現」を目指す。

調査結果から見えた主な課題	→	基本的施策（3つの柱）
・ 認知度や意識に関すること		(1) 普及啓発の促進
・ 相談や支援の体制に関すること		(2) 早期発見及び相談の場の確保
・ 地域全体の支え合いに関すること		(3) ケアラーを支援するための地域づくり

3. 推進計画の策定・開始（別添2）

- 条例に基づく推進計画として、令和5年3月に「北海道ケアラー支援推進計画」を策定し、同年4月から開始。計画期間は令和5年度から令和7年度までの3年間。
- 条例及び推進計画に基づく各般の施策を推進し、具体的取組の実施状況について定期的に確認・分析等を行うため、客観的な指標として11項目の数値目標を設定。

基本的施策（3つの柱）と具体的取組	数値目標（計画期間：3年間）
(1) 普及啓発の促進 ・ ケアラー支援推進月間の設定（毎年11月） ・ ホームページやSNSを活用した情報発信 ・ 啓発資材による広報・啓発 等	① 道民の認知度（よく知っている：50%以上） ② 児童生徒の認知度（内容を知っている：50%以上） ③ 相談窓口に関する児童生徒の認知度（知っている：50%以上） ④ 学校の認知度（知っており対応している：100%）
(2) 早期発見及び相談の場の確保 ・ 関係職員向け研修の実施 ・ ヤングケアラーコーディネーターの配置 ・ ヤングケアラー専門相談窓口の設置 等	⑤ ケアラー支援研修の受講者（3,000人） ⑥ ヤングケアラー支援研修の受講者（2,400人） ⑦ 相談支援体制構築と窓口の明確化（全市町村） ⑧ 分野横断的連携・協議体制の設置（全市町村）
(3) ケアラーを支援するための地域づくり ・ 介護者サロン等交流拠点の整備促進 ・ 公的支援やサービス等の周知と利用勧奨 ・ 市町村へのアドバイザー派遣 等	⑨ 交流拠点の整備（全市町村） ⑩ 活用可能な社会資源の周知（全市町村） ⑪ 地域アドバイザーの養成（21圏域毎に1名以上） ※⑦から⑩は市町村での取組を期するもの

4. 関連事業（別添3）

- 条例及び推進計画の基本的施策（3つの柱）に基づく、令和5年度の取組事業。